

○議長（井筒宣弘君） 次に、九番錦織淳二議員。

〔九番（錦織淳二君）登壇、拍手〕

○九番（錦織淳二君） 大規模災害対策と人事計画について、武井区長に質問させていただきます。

昨年の第四回定例会において、私は、職員の区内居住者が九%の百九十七名しかいないことを踏まえ、区の第四非常配備態勢が、震度五強の地震発生時については全職員の七割、震度六弱以上で全職員が参集するよう指示されているが、東日本大震災時の震度五弱でさえ交通機関が全てストップし、多くの帰宅困難者を出している。もし震度六強から七と予想される首都直下地震が深夜、休日に発生したとすると、職員自身が被災し、出勤どころではない状態が続く可能性もあれば、出勤するにしても、自転車または徒歩しかなく、これも道路や橋梁の状況次第になってしまい、現在の非常配備態勢では、3・11の経験からして、実行不可能であるという私の質問に対し、区長は、現在の非常配備態勢で、大災害時の要員を確保できると受け取れるような答弁をされています。

地震の震度に応じて参集人数を増やしていく計画を幾らされても、通勤手段がなくなる中では職員を集めることが不可能なことであり、かつ何時間かけてでも出勤せよということになれば、緊急の災害対策もとれなければ、余震が続く中で職員の生命を危険にさらすことにもなりかねません。それよりも、3・11の経験からすると、職員自身が被災している状況ですらつかむことができないのではないのでしょうか。区長は、これらの現状を踏まえても、首都直下地震時において、職員の被災状況が確認でき、かつ現行の第四非常配備態勢で職員の参集が可能であるという区長のお考えの根拠をお伺いいたします。

害対策職員住宅の増設及び3・11以降、危機感を持った各自自治体の職員服務規程や職員採用試験案内書の例を示

し、かつ職員採用における憲法上、地方公務員法上及び職業安定法上の解釈まで説明し、せめて最小限必要な職員を確保するために、今後採用する新規職員については、採用条件とし、採用後に区内または隣接区内居住条件や通勤距離の定めを決めない限り、大規模災害時における区の災害対策を考えるのは不可能である旨を質問をしたところ、区長から「任命権者が地域の事情を踏まえて、受験資格を独自に定めているものと考えられ、特別区においては職員の採用条件として区内居住等を明記することは、受験資格を制限する合理的な理由に当たらないため困難と考える」とのご答弁をいただいております。区長は、大災害時における職員の確実な確保について、居住制限以外にどのような方法をお考えなのか伺いいたします。

東京都は、首都直下地震による帰宅困難者が、港区内は四十七万人になる発生予測をしており、区民人口二十三万五千人をプラスすれば七十万五千人になります。また、二〇二〇年の東京五輪開催期間中の来場者数は延べ一千万人で、一日当たり最大九十二万人と予測しています。港区は東京大会時の交通の要所で、かつ大規模商業施設・ホテルが集中しており、その中心地として、国内及び世界中から見えるお客様を安全にお迎えする準備をしておかなければなりません。準備というのは、あらゆるリスクにおける最悪の状況を想定した対策をとっておくということです。

巨大地震、富士山噴火といった、いつ起きてもおかしくない自然災害だけではなく、テロやさらなる原発事故による放射能汚染の発生にも備えなければならぬということです。これらを考えあわせれば、今のうちから六年後を踏まえた大規模災害対策計画及びそれに伴う人事計画を立て、今のうちから準備しておかなければ間に合わないと思います。区長は、二〇二〇年東京五輪の要所となる区の首長として、開催期間中の災害リスクとその対策について、どのような見解をお持ちなのか再度伺いいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。

〔区長（武井雅昭君）登壇〕

○区長（武井雅昭君） たいだいまのみなと無所属の錦織淳二議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、大規模災害対策と人事計画についてのお尋ねです。

まず、第四非常配備態勢の考え方については、第四非常配備態勢では、全職員に対して参集命令を出すこととしておりますが、非常配備態勢における職員の動員数の算定にあたりましては、災害発生時の交通機関の途絶等によって、参集困難と思われる職員がいることもあらかじめ想定しています。現在の港区業務継続計画では、災害発生から一日目には全職員の七〇％、三日目までは全職員の八〇％が参集可能とした前提で、優先すべき業務に必要な職員数が確保できるようにしております。

次に、大災害時における職員の確実な確保についてのお尋ねです。

区では、業務継続計画、いわゆるBCPにおいて、優先すべき業務をあらかじめ定め、必要な人員を算定し、参集予測を考慮しながら業務を続けていく計画としています。そうしたことから、BCPにより算出された初動態勢に対応可能な職員数について、区内居住者のほかに、災害対策職員住宅の設置を進め、必要な人員を配置できる体制を確保しております。また、港区防災対策基本条例で定める区職員の責務を果たすため、防災に関する知識や技術を習得する訓練や研修を実施するなど、職員の防災力向上に取り組んでおります。

最後に、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間中の災害リスクと対策についてのお尋ねです。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間中における災害リスクについては、競技場や関連施設を訪れる来街者等への対応や、外国人の方への情報伝達方法などが課題と考えております。大会開催期間中の来場者に対する災害対策につきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致委員会のプランにおいて、安全確保に対する政府の全面的な支援と、警視庁を中心とする警備体制の確立などを盛り込んだ広域的な対策がとられることとなっており、東京都においては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を設立し、具体的な準備に入っているところです。今後も、東京都等と連携を図りながら、区といたしましても主体性を持って安全への備えを強化してまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。